

令和4年3月5日

春日部市市民活動センター

施設の一部利用制限の継続実施について

まん延防止重点措置の適用が令和4年3月21日(月曜日・祝日)まで延長されましたが、春日部市市民活動センター「ぼぼら春日部」では、以下のとおり施設の一部利用制限を継続して実施いたします。なお、施設利用時の感染対策につきましては引き続きご協力をお願い申し上げます。

1. 対象期間

令和3年10月25日(月)から。

2. 会議室の利用

午前9時から午後9時30分まで利用可能です。

3. 印刷室の利用

①利用時間 午前9時から午後9時30分まで。

②利用の制限 1団体4名まで2時間以内でご利用ください。

4. 情報コーナー、閲覧用パソコンの利用

利用時間を午前9時から午後9時30分としますが、1時間以内でご利用ください。

5. 貸事務室、メールボックス、ロッカーの利用

午前9時から午後9時30分までこれまで通りご利用いただけます。

6. 交流ミーティングスペース・共同事務室

定員を半数とし、午前9時から午後9時30分まで、市民活動の目的で1団体2時間までご利用いただけます。

ご利用いただけるのは登録団体に限らせていただきます。

7. キッズルームの利用

これまで通り、終日利用できません。

8. 窓口業務、問い合わせ対応

これまで通り、午前9時から午後9時30分まで行います。

9. 施設ご利用に当たってのお願い(継続)

- ・施設、設備をご利用の際には次に利用する方の感染防止のため、施設が提供する備品を使用し、利用した箇所のアルコール消毒をお願いします。
- ・各施設定員の50%以内の人数でのご利用をお願いします。
- ・閲覧用パソコンのご利用は、1人1時間以内をお願いします。
- ・風邪症状のある方は入館をお断りしております。
- ・館内ではマスクの着用をお願いします。
- ・咳エチケット、手洗い、手指の消毒をお願いします。
- ・社会的距離1メートル以上を確保してください。
- ・大きな声を出したり、身体的な接触を伴う行為、息の上がる激しい運動は行わないでください。
- ・ご利用中は換気にご協力をお願いします。
- ・食事の利用は出来ません。水分補給の為に飲み物は可能です。
その他、ご利用に際して職員よりお願いをする場合がございます。

■本件に関するお問合せ 春日部市市民活動センター「ぽぽら春日部」
電話 048-731-3550 Eメール popola@kasukabehall.jp